



# 山形県公報

平成30年1月26日(金)  
第2913号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……45
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……46
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……47
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……51
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……56
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……58
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……59

## 告 示

### 山形県告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社ダリアファーム<br>東置賜郡川西町大字高山1631番地の7 | 株式会社ダリアファーム<br>東置賜郡川西町大字高山1631番地の7 | 就労継続支援(A型)  | 平成30. 1. 19 |

### 山形県告示第67号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営萩野地区土地改良事業(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営萩野地区土地改良事業(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
白鷹町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成30年1月26日から同年2月26日まで

## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

## 山形県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月26日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-------------------------------|------|--------------------|------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字蕨野3766番1から<br>同 まで | 旧    | 71.4メートル<br>} 63.0 | メートル<br>48 |
| 同 上                           | 新    | 85.3メートル<br>} 63.0 | 同 上        |

## 山形県告示第69号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 蔵王桜田字飯田村縄414番の3 」 を 「 飯田西一丁目2番17号 」 に、 「 大字北目字千刈（仮換地7街区1） 」 を 「 芳賀タウン北二丁目1番6号 」 に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成30年1月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人廃校再生プロジェクトNPO法人はじまりの学校

(2) 代表者の氏名

佐藤 廣志

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡高島町大字時沢1256番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地方創生の基本課題である、経済の衰退と人口の減少の悪循環構造からの脱却を目指し、企業ではなく、人を地域に呼び戻すべく、経済改革や事業創造を先導する高度人材、将来を担う基盤人材が活躍する環境の実現に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                   | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|-----------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                       | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営鈴川第2ア<br>パート2号 | 山形市鈴川町三<br>丁目18-51    | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,200 | 19,200                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |     |
| 同 3号             | 同 17-25               | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    |     |
| 同 4号             | 同 17-22               | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    |     |
| 同                | 同                     | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    | 単身可 |
| 同 五十鈴アパ<br>ート1号  | 同 大野目二<br>丁目2-52      | 同    | 51.2                          | 2    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |     |
| 同                | 同                     | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    | 単身可 |
| 同 2号             | 同 2-50                | 同    | 51.2                          | 2    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |     |
| 同 3号             | 同 2-46                | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |     |
| 同 桜町アパー<br>ート1号  | 同 桜町四丁<br>目12-16      | 3DK  | 63.9                          | 1    | 同   | 20,400                  | 23,600                             | 26,900                             | 30,400                             | 34,700 | 40,100                             |                                    |     |
| 同 宮町アパー<br>ート4号  | 同 宮町二丁<br>目8-32       | 同    | 64.2                          | 2    | 同   | 22,000                  | 25,400                             | 29,000                             | 32,700                             | 37,400 | 43,200                             |                                    |     |
| 同 深町アパー<br>ート2号  | 同 深町一丁<br>目7-39       | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 21,700                  | 25,100                             | 28,700                             | 32,400                             | 37,000 | 42,700                             |                                    |     |
| 同 土屋倉アパ<br>ート1号  | 同 土屋倉アパ<br>ート1号<br>目3 | 同    | 51.8                          | 2    | 同   | 12,500                  | 14,500                             | 16,600                             | 18,700                             | 21,400 | 24,700                             |                                    |     |
| 同 3号             | 同                     | 同    | 53.7                          | 1    | 同   | 13,600                  | 15,700                             | 18,000                             | 20,300                             | 23,200 | 26,700                             |                                    |     |
| 同                | 同                     | 同    | 53.7                          | 1    | 同   | 13,600                  | 15,700                             | 18,000                             | 20,300                             | 23,200 | 26,700                             |                                    | 単身可 |

|                  |                               |     |      |   |                    |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|-------------------------------|-----|------|---|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 鷲ヶ袋アパ<br>一ト2号  | 同 旭町二丁<br>目7-2                | 同   | 55.7 | 1 | 同                  | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,600 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同 日光アパー<br>ト5号   | 天童市北久野本<br>四丁目17-5            | 2DK | 55.5 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・高齢者用) | 20,000 | 23,100 | 26,400 | 29,800 | 34,100 | 39,300 | 单身可 |
| 同 天童駅西ア<br>パート1号 | 同 駅西二丁<br>目2-27               | 3DK | 61.0 | 1 | 一般用                | 18,300 | 21,100 | 24,100 | 27,200 | 31,100 | 35,900 |     |
| 同 近江アパー<br>ト1号   | 東村山郡山辺町<br>近江1-1              | 同   | 62.6 | 1 | 同                  | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,700 | 36,600 |     |
| 同                | 同                             | 同   | 64.2 | 2 | 同                  | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同                | 同                             | 同   | 64.2 | 2 | 同                  | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 单身可 |
| 同 中原アパー<br>ト2号   | 同 中山町<br>大字長崎881-<br>2        | 同   | 69.4 | 1 | 同                  | 23,100 | 26,600 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,300 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト     | 西村山郡大江町<br>大字藤田264-<br>3      | 同   | 59.3 | 2 | 同                  | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 单身可 |
| 同 楯岡アパー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同   | 54.6 | 1 | 同                  | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同                | 同                             | 同   | 54.6 | 1 | 同                  | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 | 单身可 |
| 同 大石田アパ<br>一ト    | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同   | 59.4 | 1 | 同                  | 14,400 | 16,600 | 19,000 | 21,500 | 24,500 | 28,300 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年2月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで  
ただし、郵送の場合は、平成30年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成30年3月25日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分  | 家賃                  |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|----------------|--------------------|------------------------------------------------------|------|-----|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                |                    |                                                      |      |     | 収入が104,000円以下<br>の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営美原アパ<br>ート1号 | 鶴岡市美原町18<br>-1     | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>74.2<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 19,700              | 22,700                             | 26,000                             | 29,300                             | 33,500 | 38,700                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |     |
| 同 東部アパ<br>ート1号 | 同 朝陽町6<br>-25      | 同                                                    | 1    | 同   | 14,100              | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000 | 27,700                             |                                    |     |
| 同              | 同                  | 同                                                    | 1    | 同   | 14,100              | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000 | 27,700                             |                                    | 单身可 |
| 同 3号           | 同 6<br>-6          | 同                                                    | 2    | 同   | 14,900              | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,400 | 29,300                             |                                    |     |
| 同 茅原アパ<br>ート1号 | 同 茅原草<br>見鶴16-1    | 同                                                    | 6    | 同   | 17,000              | 19,600                             | 22,400                             | 25,300                             | 28,900 | 33,300                             |                                    |     |
| 同 2号           | 同                  | 4DK                                                  | 3    | 同   | 19,400              | 22,400                             | 25,600                             | 28,900                             | 33,000 | 38,100                             |                                    |     |
| 同 3号           | 同                  | 3DK                                                  | 1    | 同   | 17,000              | 19,700                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000 | 33,500                             |                                    | 单身可 |
| 同              | 同                  | 同                                                    | 2    | 同   | 17,900              | 20,700                             | 23,700                             | 26,700                             | 30,500 | 35,300                             |                                    |     |
| 同 城南アパ<br>ート2号 | 同 城南町9<br>-30      | 同                                                    | 1    | 同   | 18,500              | 21,400                             | 24,500                             | 27,600                             | 31,500 | 36,400                             |                                    |     |
| 同 末広アパ<br>ート3号 | 同 末広町23<br>-60     | 同                                                    | 1    | 同   | 22,900              | 26,500                             | 30,300                             | 34,100                             | 39,000 | 45,000                             |                                    |     |
| 同 大西町住宅        | 同 大西町21<br>-9-2    | 同                                                    | 1    | 同   | 24,600              | 28,500                             | 32,500                             | 36,700                             | 42,000 | 48,400                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 同 酒田市若宮町二<br>丁目1-1 | 2DK                                                  | 1    | 同   | 15,500              | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,500                             |                                    |     |
| 同              | 同                  | 同                                                    | 4    | 同   | 15,500              | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,500                             | 单身可                                |     |
| 同 2号           | 同 1-2              | 同                                                    | 1    | 同   | 15,600              | 18,000                             | 20,600                             | 23,300                             | 26,600 | 30,700                             |                                    |     |



|                    |                       |     |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|--------------------|-----------------------|-----|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同                  | 同                     | 同   | 同 | 51.2 | 1 | 同 | 15,600 | 18,000 | 20,600 | 23,300 | 26,600 | 30,700 | 单身可 |
| 同<br>川南住宅3号        | 同<br>1-3              | 同   | 同 | 54.6 | 5 | 同 | 16,500 | 19,000 | 21,700 | 24,500 | 28,000 | 32,300 |     |
| 同                  | 同                     | 同   | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 16,500 | 19,000 | 21,700 | 24,500 | 28,000 | 32,300 | 单身可 |
| 同<br>4号            | 同<br>1-4              | 3K  | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 |     |
| 同                  | 同                     | 同   | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 |     |
| 同<br>川南アパ<br>ート5号  | 同<br>1-5              | 同   | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 17,200 | 19,800 | 22,700 | 25,600 | 29,200 | 33,700 |     |
| 同<br>こがねアパ<br>ート2号 | 同<br>こがね町<br>一丁目21-11 | 3DK | 同 | 58.4 | 2 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 |     |
| 同<br>3号            | 同<br>21-14            | 同   | 同 | 61.0 | 2 | 同 | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,000 |     |
| 同<br>東泉アパ<br>ート1号  | 同<br>東泉町四<br>丁目15-21  | 同   | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,400 | 21,200 | 24,300 | 27,400 | 31,300 | 36,100 |     |
| 同<br>2号            | 同<br>15-22            | 同   | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同                  | 同                     | 同   | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,700 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,800 | 36,700 |     |
| 同<br>3号            | 同                     | 同   | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同<br>鳥海アパ<br>ート1号  | 同<br>富士見町<br>三丁目2-118 | 同   | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 23,200 | 26,800 | 30,600 | 34,500 | 39,500 | 45,500 |     |
| 同                  | 同                     | 同   | 同 | 69.2 | 2 | 同 | 23,200 | 26,800 | 30,600 | 34,500 | 39,500 | 45,500 |     |
| 同<br>2号            | 同                     | 同   | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 23,500 | 27,100 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 46,100 |     |
| 同                  | 同                     | 同   | 同 | 69.2 | 4 | 同 | 23,500 | 27,100 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 46,100 |     |

|                      |                          |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------------|--------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>3号              | 同                        | 同   | 70.2 | 1 | 同 | 24,100 | 27,800 | 31,800 | 35,900 | 41,100 | 47,400 |     |
| 同<br>北新町アパ<br>ー<br>ト | 同<br>北新町一<br>丁目1-58      | 2DK | 55.0 | 1 | 同 | 19,900 | 23,000 | 26,300 | 29,700 | 33,900 | 39,100 |     |
| 同<br>余目アパー<br>ー<br>ト | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 3DK | 62.6 | 2 | 同 | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,500 | 31,700 |     |
| 同<br>狩川アパー<br>ー<br>ト | 同<br>狩川字山居22             | 同   | 58.0 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |
| 同                    | 同                        | 同   | 58.0 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 单身可 |
| 同<br>遊佐アパー<br>ー<br>ト | 鮎海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2      | 同   | 59.3 | 2 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年2月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成30年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成30年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年11月及び同年12月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年1月26日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関45箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関             | 実 施 年 月 日   | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------|-------------|-------------|------|
| 水 産 試 験 場               | 平成29年11月21日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 鶴 岡 工 業 高 等 学 校         | 平成29年11月21日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 鶴 岡 中 央 高 等 学 校         | 平成29年11月21日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 加 茂 水 産 高 等 学 校         | 平成29年11月21日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 鶴 岡 警 察 署               | 平成29年11月21日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 最 上 学 園                 | 平成29年11月21日 | 伊藤委員        | 加藤委員 |
| 最 上 教 育 事 務 所           | 平成29年11月21日 | 伊藤委員        | 加藤委員 |
| 新 庄 南 高 等 学 校           | 平成29年11月21日 | 伊藤委員        | 加藤委員 |
| 新 庄 養 護 学 校             | 平成29年11月21日 | 伊藤委員        | 加藤委員 |
| 新 庄 警 察 署               | 平成29年11月21日 | 伊藤委員        | 加藤委員 |
| 産 業 技 術 短 期 大 学 校 庄 内 校 | 平成29年11月22日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 庄 内 職 業 能 力 開 発 セ ン タ ー | 平成29年11月22日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 庄 内 総 合 高 等 学 校         | 平成29年11月22日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 酒 田 西 高 等 学 校           | 平成29年11月22日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 遊 佐 高 等 学 校             | 平成29年11月22日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 酒 田 警 察 署               | 平成29年11月22日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 消 防 学 校                 | 平成29年11月22日 | 伊藤委員        | 加藤委員 |

|                 |             |      |      |
|-----------------|-------------|------|------|
| 工業技術センター庄内試験場   | 平成29年11月22日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 庄内空港事務所         | 平成29年11月22日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 庄内教育事務所         | 平成29年11月22日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 酒田光陵高等学校        | 平成29年11月22日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 新庄神室産業高等学校      | 平成29年11月27日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 鶴岡養護学校          | 平成29年11月27日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 鳥海学園            | 平成29年11月27日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 金峰少年自然の家        | 平成29年12月12日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 飯豊少年自然の家        | 平成29年12月12日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 新庄北高等学校         | 平成29年12月12日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 鶴岡南高等学校         | 平成29年12月12日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 鶴岡北高等学校         | 平成29年12月12日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 酒田特別支援学校        | 平成29年12月12日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 小国警察署           | 平成29年12月12日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 神室少年自然の家        | 平成29年12月12日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 庄内農業高等学校        | 平成29年12月12日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 酒田東高等学校         | 平成29年12月12日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 鶴岡高等養護学校        | 平成29年12月12日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 庄内警察署           | 平成29年12月12日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 庄内食肉衛生検査所       | 平成29年12月21日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 庄内児童相談所         | 平成29年12月21日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 鶴岡乳児院           | 平成29年12月21日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| こども医療療育センター庄内支所 | 平成29年12月21日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 平成29年12月21日 | 鈴木委員 | 武田委員 |

|               |             |      |      |
|---------------|-------------|------|------|
| やまなみ学園        | 平成29年12月21日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 工業技術センター置賜試験場 | 平成29年12月21日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 長井工業高等学校      | 平成29年12月21日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 小国高等学校        | 平成29年12月21日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 調定手続が調定をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(産業技術短期大学校庄内校、酒田東高等学校)

ロ 支 出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内総合高等学校、酒田特別支援学校、長井工業高等学校、小国警察署)

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(酒田特別支援学校、新庄北高等学校)

(ハ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(鶴岡養護学校)

(ニ) 支出額を誤ったものがある。(庄内空港事務所)

(ホ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給又は返納を要するものがある。(庄内教育事務所、鶴岡南高等学校、新庄南高等学校)

ハ 財 産

(イ) 知事の承認を受けずに、指定物品の不用決定を行ったものがある。(産業技術短期大学校庄内校)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成29年9月15日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年1月26日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関    | 指 摘 事 項                   | 措 置 の 内 容                                       |
|-----------|---------------------------|-------------------------------------------------|
| 文化財・生涯学習課 | 文書の管理事務が適正に処理されていないものがある。 | 監査対象機関において、契約書の管理が適正に行われるよう、具体的な取扱いに関するルールを定めた。 |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年1月26日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
X線C T装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号  
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成29年11月15日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番地の2
- 5 落札金額 139,320,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年10月6日

平成30年1月26日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年1月26日発行 発行人 山形県